

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

- (1) 甲種優先株式及び乙種優先株式の全てが普通株式に転換されたことに伴い、定款第2章の2に定める同優先株式の記載およびその他同優先株式に関する記載を削除いたします。
- (2) 定款第6条の変更に関しては、財務基盤の強化に向けた適切な資本政策の運営を実現するため、2008年3月31日現在、発行済株式総数が20億6034万6千株まで膨らみ株式による新規資本調達余力が低下した発行可能株式総数を適正な水準に拡大するものです。なお、この定款第6条の変更は、いわゆる買収防衛策を想定したものではありません。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>31億7452万8千株とし、このうち25億株は普通株式、7452万8千株は甲種優先株式、6億株は乙種優先株式(以上甲種優先株式および乙種優先株式を併せて優先株式という。)</u> とする。	第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>40億株</u> とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>すべての種類の株式につき、1,000株</u> とする。	第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>(優先配当金)</u></p>	
<p>第11条の2 当銀行は、第36条第1項に定める期末配当金を支払うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という。）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という。）に先立ち、甲種優先株式1株につき年100円、乙種優先株式1株につき年10円を上限として、その発行に際して取締役会の決議で定める額の期末配当金（以下優先配当金という。）を支払う。ただし、当該事業年度において次条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。優先配当金の支払にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p>	
<p>3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの優先配当金を超えて配当は行わない。</p>	
<p><u>(優先中間配当金)</u></p>	
<p>第11条の3 当銀行は、第36条第2項に定める中間配当金を支払うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において優先中間配当金という。）を支払う。優先中間配当金の支払にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(残余財産の分配)</u> 第11条の4 当銀行の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株主または優先登録株式質権者に対し、甲種優先株式1株につき1,300円、乙種優先株式1株につき400円を支払う。残余財産の分配にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。 2 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>	(削除)
<p><u>(優先株式の消却)</u> 第11条の5 当銀行は、いつでも優先株式を買い入れ、これを剰余金をもって当該買入価格により消却することができる。</p>	(削除)
<p><u>(議決権)</u> 第11条の6 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発されるまでに、取締役会において優先配当金を受けるとの議案が承認されず、かつ、かかる議案を定時株主総会に提出する旨の決議がされなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受けるとの議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終了の時より、取締役会または定時株主総会において優先配当金を受けるとの決議がある時までは議決権を有するものとする。</p>	(削除)
<p><u>(株式の併合または分割、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利等)</u> 第11条の7 当銀行は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。 2 当銀行は、優先株主には、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(優先株式の取得請求)</u> 第11条の8 優先株主は、当銀行に対し、その優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間（以下取得請求期間という。）において、当該決議で定める条件でその優先株式を取得し、これと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。</p>	(削除)
<p><u>(優先株式の一斉取得)</u> 第11条の9 当銀行は、取得請求期間中に取得請求のなかつた優先株式を、甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの取得請求期間の末日の翌日（以下一斉取得日という。）をもって取得し、これと引換えに、当該優先株式1株の払込金相当額を甲種優先株式、乙種優先株式それぞれについて次項に定める一定の金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 前項に定める一定の金額とは、甲種優先株式については、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、乙種優先株式については、一斉取得日に先立つ45取引日目の時点で当銀行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合またはいずれかの店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所または当該店頭売買有価証券登録原簿を備える証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場（以下店頭市場という。）における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）、また、当該45取引日目の時点で当銀行の普通株式がいずれの証券取引所または店頭売買有価証券登録原簿にも上場または登録されていない場合は、連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、取締役会において別途定める算式に従い、直近の事業年度の末日または中間事業年度の末日において算定される1株当たり純資産額をいうものとする。ただし、一斉取得日に先立つ45取引日目の時点で当銀行の普通株式が上場または取引されている証券取引所または店頭市場が合わせて複数に及ぶ場合には、当該取引日から一斉取得日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所または店頭市場における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値を基準に平均値を算出する。また、平均値の計算は四捨五入小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 <u>前2項の取得と引換えに交付される普通株式の数は、甲種優先株式1株に対し2株を上限とし、乙種優先株式1株に対し3分の2株を上限とし2分の1株を下限とする。ただし、当該優先株式発行の後、普通株式の併合または分割が行われた場合には、甲種優先株式については2株に、乙種優先株式については3分の2株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限とし、また乙種優先株式については2分の1株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を下限とする。</u></p> <p>4 <u>前3項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。</u></p> <p>第3章 株主総会 (種類株主総会)</p> <p><u>第17条の2 第12条第3項および第4項、第15条ならびに前条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>第7章 計 算 (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 当銀行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項1号(優先株式についての会社法第156条第1項各号に掲げる事項を除く。)および第2号から第4号までに定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除くほか、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p>	<p>第3章 株主総会 (削除)</p> <p>第7章 計 算 (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 当銀行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項第1号から第4号までに定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除くほか、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p>

第2号議案 取締役14名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行株式の数
1	ティエリー ホールテ (昭和32年6月28日生)	昭和54年9月 モルガン・スタンレー入社 平成3年1月 同社マネージングディレクター 平成7年9月 モルガン・スタンレー・ジャパン社長 平成15年11月 当行執行役員副会長 平成16年6月 当行取締役代表執行役員副会長 平成17年6月 当行取締役代表執行役社長(現任)	普通株式 514,756株
2	マイケル J. ホスキン (昭和20年9月23日生)	昭和45年9月 スタンフォード大学助教授 昭和53年9月 同大学教授 平成元年1月 大統領経済諮問委員会委員長 平成5年9月 スタンフォード大学フーバー研究所T. M. フリードマン経済学教授上級研究員(現任) 平成6年4月 オラクル・コーポレーション取締役(現任) 平成8年1月 エクソン・コーポレーション(現エクソン・モービル・コーポレーション)取締役(現任) 平成11年6月 ホータン・フォン・グループ取締役(現任) 平成12年3月 当行取締役(現任)	普通株式 105,783株
3	エミリオ ホーティン (昭和9年10月1日生)	昭和33年10月 サンタンテール銀行入行 昭和52年10月 同行最高経営責任者 昭和61年12月 同行会長 平成11年4月 バンコ・サンタンテール・セントラル・イスパノ会長(現任) 平成12年4月 当行取締役(現任) 平成15年7月 サンタンテールグループ会長(現任)	0株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株式の数
4	J. クリストファー フラワース [°] (昭和32年10月27日生)	昭和54年3月 コールマン・サックス社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成8年10月 エンスターグループ 取締役 (現任) 平成12年3月 当行取締役 (現任) 平成14年11月 J. C. フラワース 社会長 (現任) 平成17年12月 N I B C 銀行スーパーバイザリーボードメンバー (現任) 平成18年6月 フォックス・ピット・ケルトン社 (現フォックス・ピット・ケルトン・コクラン・カーニア・ウォラー) 取締役 (現任) 平成18年10月 H S H ノルド 銀行スーパーバイザリーボードメンバー (現任)	普通株式 92,670,463株
5	伊藤 藤 侑 徳 ^{のり} (昭和11年3月8日生)	昭和37年4月 日本輸出入銀行 (現国際協力銀行) 入行 平成3年6月 同行理事 平成7年4月 三菱商事株式会社顧問 平成14年4月 帝京大学経済学部教授 平成15年1月 A O C ホルディングス株式会社監査役 平成19年3月 株式会社 C E A J a p a n 代表取締役社長 (現任) 平成19年6月 当行取締役 (現任) 平成19年6月 社団法人 テン・アメリカ協会 監事 (現任)	普通株式 3,000株
6	か 可 児 滋 ^{しげる} (昭和18年9月20日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役 (現任) 平成18年4月 横浜商科大学教授 (現任)	0株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (他 の 法 人 等 の 代 表 状 況)	所有する当行 株 式 の 数
7	フレッド H. ランクハマー (昭和19年1月13日生)	昭和45年9月 トットウェルジャパン株式会社輸入部門ゼネラルマネージャー 昭和50年1月 エステロータージャパン社長 昭和60年9月 エステローター株式会社最高執行責任者 平成7年9月 同社社長兼最高執行責任者 平成12年1月 同社社長兼最高経営責任者 平成16年7月 同社海外事業専属会長 (現任) 平成17年1月 ウォルト・ディズニース社取締役 (現任) 平成17年6月 当行取締役 (現任) 平成18年1月 アメリカン・インターナショナル・グループ 取締役 (現任)	0株
8	まき ぼら みゆの 慎 原 稔 (昭和5年1月12日生)	昭和31年3月 三菱商事株式会社入社 昭和62年6月 米国三菱商事会社社長 平成4年6月 三菱商事株式会社取締役社長 平成10年4月 同社取締役会長 平成12年3月 当行取締役 (現任) 平成12年5月 社団法人日本経済団体連合会副会長 平成16年6月 三菱商事株式会社相談役 (現任)	0株
9	まつ もと おおき 松 本 大 (昭和38年12月19日生)	昭和62年4月 ソロモン・ブライザーズ・アジア証券会社入社 平成2年4月 コールマン・サックス証券会社入社 平成6年11月 同社東京支店常務取締役 平成6年11月 コールマン・サックス・グループ, L. P. ゼネラル・パートナー 平成11年4月 株式会社マネックス代表取締役 平成16年8月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社代表取締役社長 (現任) 平成17年5月 マネックス・ビーンズ証券株式会社 (現マネックス証券株式会社) 代表取締役社長 (現任)	0株
10	なが しま やす はる 長 島 安 治 (大正15年6月22日生)	昭和28年4月 弁護士登録 昭和36年1月 長島・大野法律事務所 (現長島・大野・常松法律事務所) パートナー 平成9年1月 同事務所顧問 (現任) 平成15年4月 東京大学法科大学院運営諮問委員会委員 (現任) 平成16年6月 当行取締役 (現任)	0株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株式の数
11	小川信明 (昭和14年3月13日生)	昭和43年4月 弁護士登録 昭和45年8月 小川法律事務所（現小川・友野法律事務所）パートナー（現任） 平成4年4月 東京弁護士会副会長 平成8年4月 日本弁護士連合会事務総長 平成10年11月 当行（特別公的管理下における株式会社日本長期信用銀行）監査役 平成12年3月 当行取締役（現任）	0株
12	高橋弘幸 (昭和12年3月1日生)	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 平成8年6月 同社代表取締役常務取締役人事部長 平成9年6月 同社監査役 平成12年6月 同社顧問 平成12年10月 社団法人日本監査役協会専務理事兼事務局長 平成17年10月 同協会理事 平成18年6月 当行取締役（現任） 平成18年6月 松下電器産業株式会社監査役（現任） 平成19年6月 協和発酵工業株式会社監査役（現任）	0株
13	シヨン S. ワスワース Jr. (昭和14年9月12日生)	昭和38年8月 ファースト・ホストン・コーポレーション入社 昭和53年10月 モルガン・スタンレー入社 昭和62年3月 モルガン・スタンレー・シヤパン社長 平成4年1月 モルガン・スタンレー・アジアリミテッド会長 平成13年2月 モルガン・スタンレー アトバイザリーディレクター（現任） 平成13年8月 マニラ・ベンチャー パートナー（現任） 平成17年5月 シュアン・ベンチャー会長（現任） 平成17年6月 当行取締役（現任）	普通株式 70,000株
14	八城政基 (昭和4年2月14日生)	昭和33年6月 スタナート・ウァキーム・オイル日本支社（現エクソンモービル有限会社）入社 昭和49年6月 エッソ石油株式会社取締役社長 平成元年11月 シティバンク・エヌ・エイ在日代表 平成12年3月 当行代表取締役会長兼社長 平成16年6月 当行取締役代表執行役会長兼社長 平成16年8月 中国銀行業監督管理委員会国際顧問委員会委員（現任） 平成17年6月 当行取締役会長 平成18年6月 当行シニア・アトバイザー（現任） 平成19年6月 中国建設銀行顧問（現任）	0株

(注) 1. 現に当行の取締役である候補者の当行における担当（委員会）については事業報告（26ページ）に記載しております。

2. 候補者と当行との特別の利害関係について

- (1) 当行は J. クリストファー フラワーズ氏がジェネラルパートナーをつとめる投資組合を通じて実質的に支配している NIBC Bank N.V. に対して融資コミットメントの設定を行っています。
- (2) 当行は J. クリストファー フラワーズ氏がジェネラルパートナーをつとめる投資組合を通じて実質的に支配している NIBC Bank Ltd. (NIBC Bank N.V. のシンガポール現地法人) に対して融資を行っています。
- (3) 当行は J. クリストファー フラワーズ氏が代表をつとめる J. C. フラワーズ社が設立、運営する J. C. Flowers II L. P. に対して出資を行っています。
- (4) 平成20年1月、J. C. フラワーズ社により助言を受けた4つの投資ヴィークルが、公開買付けによって当行の普通株式358,456千株を取得し、さらに当行の資本基盤増強のため117,647千株の新規発行普通株式を引受けました。J. クリストファー フラワーズ氏は当行の取締役であり、J. C. フラワーズ社の創設者かつ経営陣でもあります。

その他の取締役候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. マイケル J. ホスキン、エミリオ ホティン、J. クリストファー フラワーズ、伊藤侑徳、可児 滋、フレッド H. ラングハマー、榎原 稔、松本 大、長島安治、小川信明、高橋弘幸、ジョン S. ワズワース Jr. の各氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

- ① マイケル J. ホスキン氏につきましては、経済学の専門家としての高い見識と他の企業における社外取締役としての経験を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ② エミリオ ホティン氏につきましては、銀行経営者としての豊富な経験と特にリテール業務に関する高い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ③ J. クリストファー フラワーズ氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ④ 伊藤侑徳氏につきましては、国際金融に関する見識と豊富な経験、銀行業務に関する知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑤ 可児 滋氏につきましては、リスク管理分野における見識と銀行業務に関する幅広い知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑥ フレッド H. ラングハマー氏につきましては、経営者としての豊富な経験と消費者関連業務における高い見識を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑦ 榎原 稔氏につきましては、経営者としての豊富な経験と企業経営に関する高い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

- ⑧ 松本 大氏につきましては、金融に関する豊富な知識、また経営者としての経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ⑨ 長島安治氏につきましては、弁護士として専門的な知識・経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ⑩ 小川信明氏につきましては、弁護士として専門的な知識・経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ⑪ 高橋弘幸氏につきましては、企業監査に関する高い見識と幅広い分野に亘る業務経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ⑫ ジョン S. ワグズ Jr.氏につきましては、投資銀行業務における幅広い知識・経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- (2) 社外取締役候補者が最後に選任された在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、並びに当該事実発生の予防のために当該候補者が行った事実行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について

当行は平成19年6月28日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び銀行法に基づき、業務改善命令を受けました。これは、平成19年3月期の当行単体決算が、経営健全化計画の単体収益目標値を大幅に下回ったことによるものです。

本命令を受けて、当行は、抜本的な収益改善策を盛り込んだ業務改善計画を平成19年7月27日に提出しました。提出に先立つ平成19年7月25日の取締役会において、経費の抑制と収益力向上のバランスを維持する必要性や、経営健全化計画未達の主因である当行の消費者金融分野のグループ会社の経営状態や財務に関する方針について議論がなされ、その実効性について慎重な審議を行った上で業務改善計画の承認を行っております。社外取締役候補者のマイケル J. ボスキ、エミリオ ボライ、伊藤侑徳、可児 滋、フレッド H. ランゲハマー、榎原 稔、長島安治、小川信明、高橋弘幸、ジョン S. ワグズ Jr. は、この業務改善命令を受ける以前より、特に消費者金融業界における法規制の変更が同分野のグループ会社の経営・財政状態や当行の業績に与える影響、当行による同分野のグループ会社の監督体制について、取締役会及び監査委員会を通じ、業務執行陣から報告を受けておりました。業務改善命令を受けた後は、業務改善計画の着実な実行に資する活動を行うとともに、子会社等を含めた当行のグループ戦略を明確にした上で、当行の経営基盤の強化や収益力の向上のためのより具体的な施策を実行する必要性を確認し、取締役会においても様々な観点から議論を行っております。

- (3) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

榎原 稔氏が取締役をつとめている三菱UFJ証券株式会社は、平成17年7月（当時三菱証券株式会社）に行った法人関係情報に基づいて自己の計算において有価証券の売買をする行為（旧証券取引法で定められていた証券会社の禁止行為）により、平成19年1月に金融庁から業務改善命令を受領しました。同氏は本件が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の重要性を強調し、不当な業務執行の防止に努めておりました。また、本件発覚後は、取締役会において経営陣が策定した業務改善策を監督し、必要な意見を述べております。

松本 大氏が代表取締役社長をつとめているマネックス証券株式会社は、平成17年11月より実施された証券取引等監視委員会による検査の結果、顧客の有価証券の売買等に関する管理が不正取引の防止上不十分な状況であること、および証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況であることが法令違反の事実として認められ、これに伴い、平成18年6月に金融庁より業務改善命令を受領しました。尚、同社は平成18年7月に金融庁に対し本件に係る業務改善報告書を提出し、受理されております。

- (4) 社外取締役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であっても、社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと当行が判断した理由について
- ① マイケル J. ボスキン氏につきましては、経済学者として高い見識を有しており、また、他社での社外取締役の経験も豊富であることから、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
 - ② 長島安治、小川信明の両氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげていると共に、豊富な経験を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
- (5) 社外取締役候補者のうち現に当行の社外取締役である者が社外取締役に就任してからの年数について
- ① マイケル J. ボスキン、榎原 稔、小川信明の各氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって8年3ヶ月であります。
 - ② エリオ ボテン氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結時をもって8年2ヶ月であります。
 - ③ 伊藤侑徳氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結時をもって1年であります。
 - ④ 可児 滋、長島安治の両氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって4年であります。
 - ⑤ フレット H. ラングハマー、ジョン S. ワズワース Jr. の両氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって3年であります。
 - ⑥ 高橋弘幸氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結時をもって2年であります。
- (6) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要について
- 社外取締役候補者マイケル J. ボスキン、エリオ ボテン、伊藤侑徳、可児 滋、フレット H. ラングハマー、榎原 稔、長島安治、小川信明、高橋弘幸、ジョン S. ワズワース Jr. の各氏は当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。上記10名の再任が承認された場合、当行は10名各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
- また新任社外取締役候補者の J. クリストファー フラワース、松本 大の両氏は、取締役に選任された場合、当行と上記と同じ内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 当行及び当行子会社の役職員等に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当行及び当行子会社の取締役、執行役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集事項の決定を取締役に委任することについてご承認をお願いするものであります。

1. 金銭の払込みを要しないで募集を行うことを必要とする理由

当行グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、当行グループの企業価値の向上を図ることを目的とし、当行及び当行子会社の取締役、執行役及び従業員に対し本新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、当行取締役会は、下記「3. 新株予約権の募集事項」としてご承認いただいた範囲内で、行使期間及び行使条件が異なる新株予約権を発行できるものとします。

2. 新株予約権割当の対象者

当行及び当行子会社の取締役、執行役及び従業員に対し本新株予約権12,000個を上限として割当てるものとします。

3. 新株予約権の募集事項

(1) 募集新株予約権の数の上限

12,000個を上限とする。

(2) 募集新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個につき当行普通株式1,000株

なお、当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される、本新株予約権1個当たりの財産（金銭に限る。）の価額は、次により決定される1株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という。）に①に定める本新株予約権1個につき交付される当行普通株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その価額が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、本新株予約権割当日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は減少株式数を減ずる）

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当にかかる取締役会決議日（以下「付与決議日」という。）の後2年を経過した日から、付与決議日から10年を経過する日までの範囲で、当行取締役会が決定する。

④ 新株予約権の行使の条件

- (i) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。
- (ii) 本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (iii) その他の条件については、本株主総会及びその後の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するときは当行取締役会の承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の取得

- (i) 当行が消滅会社となる合併契約が当行株主総会で承認された場合、又は、当行が行う株式交換又は株式移転に係る株式交換契約又は株式移転計画が当行株主総会で承認

された場合であって、当行取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当行は当該日に本新株予約権を無償で取得する。

- (ii) 本新株予約権は、本新株予約権の割当を受けた者が、④(iii)の「新株予約権付与契約」に定める条件を満たさない状態である場合等、本新株予約権を行使できない状態にある場合であって、当行取締役会が取得の日を定めて当該本新株予約権を取得する旨決議したときは、当行は当該日に当該本新株予約権を無償で取得する。

⑧ 組織再編に伴い交付されうる新株予約権

当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。

この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

(i) 新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式

(ii) 新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。

調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

(iii) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。

調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(iv) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

(v) 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(3) 新株予約権の払込金額

無償で発行するものとし、金銭の払込を要しない。

以 上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによりのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成20年6月24日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 0120-186-417（24時間受付、通話料無料）

＜住所変更等用紙の請求＞ 0120-175-417（24時間受付）

＜その他のご照会＞ 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

会場ご案内図

- 会 場 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 新生銀行 本店1階 新生ホール
- 最寄り駅
- ・地下鉄—東京メトロ 日比谷線 霞ヶ関駅 (C4出口より徒歩約1分)
 - 東京メトロ 丸ノ内線 霞ヶ関駅 (B2出口より徒歩約5分)
 - 東京メトロ 千代田線 霞ヶ関駅 (C4出口より徒歩約1分)
 - 東京メトロ 銀座線 虎ノ門駅 (9番出口より徒歩約6分)
 - 都 営 三 田 線 内幸町駅 (A7出口より徒歩約2分)
 - ・ J R 線—新橋駅 (日比谷口より徒歩約10分)

